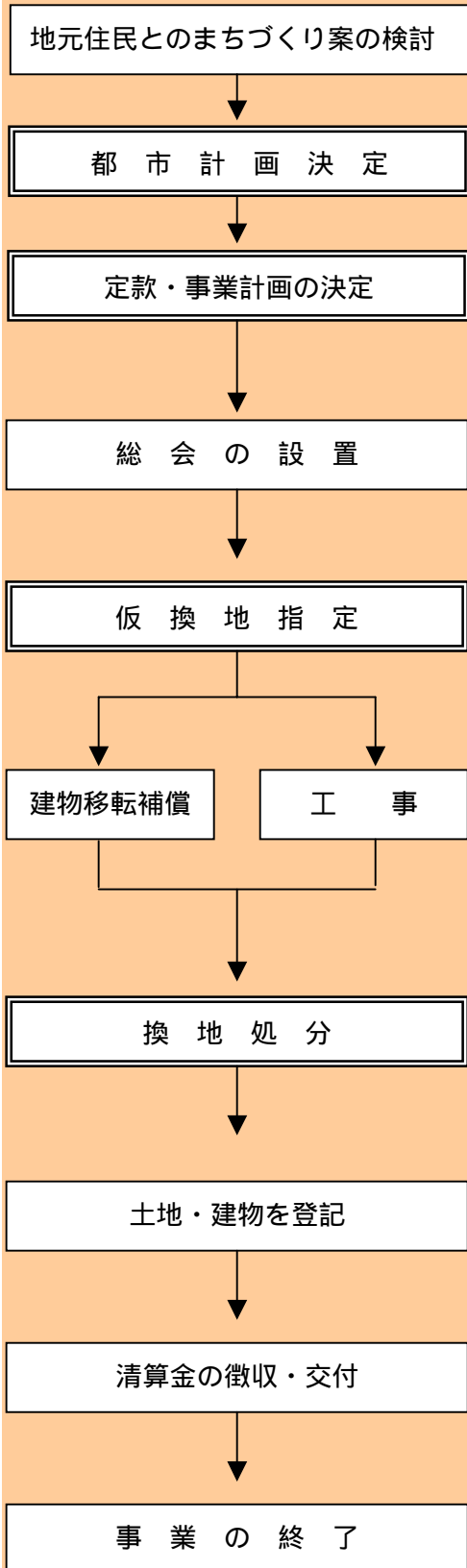


組合区画整理事業の流れ



- ・土地区画整理事業の区域を都市計画決定
組合施行の場合、都市計画決定は必須ではない

- ・定款：施行者、権利者が準拠すべき規則
- ・事業計画：施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画等
- ・施行区域内の土地を持っている人（借地権を含む）は全員、組合員になります
- ・組合は選出された理事たちで運営されます
- ・専門のコンサルタントが事業の運営を手伝います

- ・将来換地される土地の位置、範囲を指定

- ・仮換地の指定を受け、建物移転を実施
- ・道路築造、公園整備、宅地整備等の工事を実施

- ・従前の宅地上の権利が換地上に移行
（この際、清算金も確定）

- ・施行者が土地・建物の変更に伴う登記をまとめて実施

- ・換地について各地権者間の不均衡是正のため、金銭により清算